

港湾法施行令の一部を改正する政令案及び 港湾法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

港湾法の一部を改正する法律（平成20年法律第66号）により、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の2第1項第3号に重要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するための電子情報処理組織が追加されたところである。本電子情報処理組織が追加されたことに伴い、新たに国土交通省令に委任されることとなる事項等を定めるため、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）について、所要の改正を行う必要がある。

また、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律が平成23年通常国会で成立したことに伴い、新たに政令及び国土交通省令に委任されることとなる事項等を定めるため、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）及び港湾法施行規則について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

①港湾法の一部を改正する法律（平成20年法律第66号）関係

- (1) 法第50条の2第1項第3号の規定に基づき、重要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するための電子情報処理組織を用いて照合する個人識別情報を、写真又は指紋と定める。【省令】
- (2) 個人識別情報を照合する方法を、法第50条の2第6項第3号の個人識別情報の照合のための機器を用いて取得した個人識別情報と、同号の国土交通大臣の指定する電子計算機に記録されている個人識別情報を照合する方法と定める。【省令】
- (3) 法第50条の2第2項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する重要国際埠頭施設の管理者又は当該電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者が負担する使用料の算定基礎を定め、額は国土交通大臣が定める額とする。【省令】
- (4) 電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受けられる者の要件を、照合機器が設置された重要国際埠頭施設に出入りする者であって国土交通大臣が定める者とするとともに、個人識別情報の照合を受けようとする者はあらかじめ届出書を提出しなければならないことを定める。【省令】
また、電子情報処理組織を使用しようとする重要国際埠頭施設の管理者は、あらかじめ届出書を提出しなければならないことを定める。【省令】
- (5) その他上記制度の改正に伴う形式的な事項を定める。【省令】

②港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律関係

- (1) 法第2条第2項に新たに規定する国際戦略港湾を国際コンテナ戦略港湾として選定された港湾とし、国際拠点港湾を国際戦略港湾以外の現行法に規定する特定重要港湾とし、重要港湾を国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の現行法に規定する重要港湾とすることを定める。【政令】

- (2) 法第52条第1項第1号に基づき直轄工事の対象とする港湾施設を、水深16メートル以上の耐震強化岸壁とすることを定める。【省令】
- (3) その他法第2条第2項に規定する港格の名称の改正に伴う形式的な改正等を行う。
【政令・省令】

3. 今後のスケジュール

公布・施行：港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案の公布の日（一部の規定を除く。）